



赤枠・青枠の区域内で建築等を行う場合は  
許可申請が必要です。  
(詳しくは市街地整備課窓口でご確認下さい)

大山地区 (仮称)

西普天間住宅地区

宜野湾市

普天間飛行場

佐真下第二地区

-  施行中区域  
土地区画整理法第76条許可申請が必要
-  予定区域  
都市計画法第53条許可申請が必要

